

大沼地区空き店舗利活用事業 公 募 要 綱

一般社団法人 七飯大沼国際観光コンベンション協会

(目的)

第1条 この要綱は、大沼国定公園周辺において新たに事業を展開するビジネスモデルを公募し、審査によって選定された事業者に対し、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内で店舗賃借料を負担する、大沼地区空き店舗利活用事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、大沼公園周辺の空き店舗を解消し、賑わいと活気を創出することを目的とする。

(対象及び条件)

第2条 本事業の対象者は、株式会社魚長食品旧海鮮市場大沼公園店店舗、J R北海道大沼公園駅内旧キヨスク、を活用して出展する中小企業者等であって、次の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しない事業であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条の「風俗営業」に該当しないこと。
- (3) 申請が個人である場合は個人、法人である場合はその代表者及び役員、任意団体である場合はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」に該当しないこと。
- (4) 宗教活動または政治活動を目的とする事業ではないこと。
- (5) 現在、大沼公園地区において事業を行っている者で、本事業により店舗を移転することに伴い移転前の店舗が空き店舗とならない者。
- (6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県税並びに市町村民税を滞納している者ではないこと。
- (7) 本事業の終了後も引き続き大沼公園周辺において事業を継続する見込みがある者。
- (8) その他、本事業の実施にあたり適当と認められる者。

(事業期間)

第3条 本事業の事業期間は、年度ごとに別に定める。

(募集及び審査)

第4条 本事業により申込みをしようとする事業者は、別に定める期間内に以下の書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 大沼地区空き店舗利活用事業申請書（様式A-1）
- (2) 出店推薦書（様式A-2）※推薦がある場合のみ
- (3) 大沼地区空き店舗利活用事業計画書（平成28年度）（様式B）
- (4) 大沼地区空き店舗利活用事業収支計画書（平成28年度）（様式C）
- (5) 大沼地区空き店舗利活用事業収支計画書（平成29年度・30年度）（様式D）
- (6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税、市町村民税の納税証明書または完納証明書

2 本事業の事業者は、協会が別に設置する大沼地区空き店舗利活用事業審査会により審査し選定する。

(決定の取り消し)

第5条 協会は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、または協会が必要と認めるときは、第4条第2項の決定を取り消し、または、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- (2) 事業者がこの要綱又は法令及び公序良俗に反したとき。

2 前項の場合において、協会は事業者に対し、ただちに店舗から退去を命ずるとともに、決定から事実が明らかとなった日までに負担した店舗賃借料を請求することができる。

(負担経費)

第6条 本事業により協会が負担する経費は、平成28年度における提供店舗の賃借料とする。その他必要経費については、賃借事業者間相互の協議によりこれを定め、それぞれ負担する。

(事業の報告)

第7条 選定事業者は、本業務に関し次の各号に示す事項を記載した事業報告書等を協会に提出しなければならない。

(1) 事業者は、各月の収支及び事業内容等について月次報告書(別紙様式1)を翌月10日までに協会へ提出する。

(2) 事業者は、年度毎に設定された事業期間終了後または事業完了後において、当該事業の完了した日から30日以内または平成29年3月13日までのうち、いずれか早い日までに、当該年度の収支及び事業の内容を報告する書類を速やかに提出する。

(解除の申出)

第8条 選定事業者は、次のいずれかに該当する場合、協会に対して本業務の解除の申し出ることができる。

(1) 協会の責めに帰すべき事由により、事業者が、損害または損失を被ったとき。

(2) 不可抗力の発生により、本事業の継続が困難と判断されたとき。

(3) その他、事業者が必要と認めるとき。

2 協会は、前項の申出を事業者から受けた場合、事業者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第9条 事業者は、本業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(事故発生時の報告)

第10条 事業者は、本業務により事故、施設の破損その他の事故が発生し、または不測の事態が生じた場合は、直ちに、協会に報告をしなければならない。

(疑義についての協議)

第11条 本要綱の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、または、特別に定めのない事項については、協会、事業者相互の協議により、これを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。